

米国における日本酒営業代行事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

米国における日本酒営業代行事業業務

2 委託業務の目的

効果的かつ継続的に情報を展開することにより、オレゴン州ひいては米国への日本酒の輸出拡大を図るため、次の業務を米国内に事業所を有する者に委託するもの。

(1) レストラン・小売店・EC サイト等に、オレゴン州内で流通する県内酒蔵の商品情報や酒蔵・本県の魅力等の情報を継続的に情報提供すること

(2) 催事や SNS 等を通じて県内酒蔵の商品情報や魅力を情報発信すること

※企画提案の段階では、当事業の参加酒蔵は米国へ流通実績がある酒蔵であり、更なる米国への輸出拡大を目指す5蔵（各蔵2銘柄程度）を想定のうえ、企画提案をお願いします。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 関係者との連携及び実施体制の構築

- ・ 当事業の参加酒蔵、県酒造組合、富山県及び酒蔵が指定するディストリビューターなどの関係者（以下、「事業関係者」という。）と円滑に情報共有及び連絡調整を行う体制を構築するとともに、事業関係者の意向を汲み、業務の目的達成に向けた提案・協議を行うこと。
- ・ 事業の実施にあたり、米国における酒類の輸入、流通、販売、表示、広告その他の関連制度及び商慣行等、必要な情報収集を行い、関係者と連携の上、適切に業務を実施すること。
- ・ 関係者と日程調整のうえ、2ヵ月に1回以上の頻度で、各回1時間程度の定例会議を開催すること。なお、会議はオンラインミーティングも可とし、必要に応じて通訳機能も用意すること。

(2) 現地ネットワークを活用した認知拡大及び販路開拓

- ・ 現地の飲食店、小売店、EC 事業者その他の販売先となり得る者に対し、対象酒蔵及び銘柄の商品特性、ストーリー、その他の情報を活用した提案活動を継続的に行うこと。また提案活動で得た情報は対象酒蔵にフィードバックするとともに、継続的なフォローアップを行うこと。
- ・ 米国に有するネットワーク等を活用し、酒蔵または酒蔵が起用する現地ディストリビューターが、飲食店・小売店等のバイヤー、酒類関係者、インフルエンサー、メディアおよび消費者等に直接訴求できる機会を創出すること。
- ・ その他、次の点にも留意のうえ、現地における認知拡大、販路開拓及び取引拡大に資する取組を実施すること

- ア．オレゴン州及び近隣州における日本酒を含む酒類市場に係る、消費動向、流通構造、販売形態、消費者ニーズ、競合状況、価格帯、飲食・小売現場の傾向等を調査・分析
- イ．参加酒蔵及びその対象銘柄について、現地市場での受容性、競争力、想定される顧客層及び販売可能性等を整理・分析
- ウ．飲食店、小売店、EC 事業者等の販売先について、候補を幅広く把握・整理するとともに、酒蔵又は酒蔵が起用するディストリビューター等による販路開拓、営業活動及び取引拡大に向けた可能性の調査と先行事例の収集

(3) 現地消費者等を意識した情報発信

- ・ 米国の消費者、酒類関係者、小売店・飲食店等のバイヤーの関心や現地の食文化や生活様式等を踏まえ、富山県産日本酒及びその酒蔵の認知度向上や販路開拓・取引拡大に資するプロモーションを実施すること。
 - 例 1：SNS、ウェブサイト、EC サイト、販売先への訪問等を通じて、酒蔵の歴史・商品特性・ストーリー、生産地としての富山県の地域性並びに商品の楽しみ方を、月に 2 回、継続的かつ効果的に発信
 - 例 2：現地の食文化や料理とのペアリング、米国の生活様式で見られる飲酒シーンその他の現地消費者に訴求しやすい切り口による情報を毎週 1 回発信
 - 例 3：酒類愛好家 100 人が集うイベントにおいて、対象商品の紹介・販売店舗の紹介を契約期間内に 2 回実施
- ・ 必要に応じて、写真、動画、記事、翻訳その他のプロモーションに必要な素材の制作、編集及び運用を行うこと。制作・発信する情報は、米国の法令、広告表示および酒類販売に関する規制等に留意すること。
- ・ 情報発信の実施状況及び効果を把握・分析し、報告するとともに、必要に応じて内容や方法の改善を図ること。

(4) その他

- ・ 上記の 4 (1) ～ (3) に限らず、本業務の目的を達成するために有効と認められる取組や手法がある場合は、定例会議で提案のうえ、実施について協議すること。
- ・ 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。また、当該事業の実施にあたり必要な備品、商品等の輸送を行う場合は、検疫や通関等、必要となる一切の手続きを行うこと。

5 KPI の設定及び効果測定

委託業務の目的を踏まえ、KPI を設定し、その達成に向けた具体的な方策で実施すること。

(例) 情報発信回数、潜在的な販売先への情報提供数等

6 企画提案書に記載を求める事項

- (1) 情報発信
 - ・ターゲットとなる潜在的な販売先に向けた情報発信方法や工夫
 - ・活用媒体 等
- (2) 現地ネットワークを活用した認知拡大・販路開拓
 - ・具体的な方法、独自提案
- (3) KPI 及び効果測定
 - ・KPI 項目
 - ・目標値
 - ・目標設定の根拠
 - ・達成に向けた具体策
 - ・測定・報告方法
- (4) 実施体制
- (5) 業務スケジュール
- (6) 見積内訳

7 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

- (1) 実績報告書（電子媒体1部）
- (2) 成果物に関する著作権等
 - ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
 - ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
 - ③ 制作の都合上やむを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。
 - ④ 県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償でできるようにすること。

8 その他

- (1) 現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に参加させること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (4) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。